



エコ(ECO) ビジョンすさき

～2030年への道のり～

須崎市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和7年2月 改定版



令和7年2月

須 崎 市

目次

本編

第1章 基本的事項	p.1
1. 背景・経緯	p.1
2. 目的	p.1
3. 期間	p.2
4. 対象となる業務及び事業の範囲	p.2
5. 対象となる温室効果ガス	p.2
第2章 二酸化炭素排出量と削減目標	p.4
1. 二酸化炭素排出量の状況	p.4
2. 削減目標	p.5
第3章 目標達成に向けた取組	p.7
1. 取組の体系	p.7
2. 取組の内容	p.8
3. ロードマップ	p.12
第4章 推進体制	p.16
1. カーボン・マネジメント体制	p.16
2. 職員に対する研修等	p.17
第5章 実行計画の点検と評価	p.18
1. 点検・評価	p.18
2. 進捗状況の公表	p.18

資料編

資料1. 事務事業の対象となる主な施設	1
資料2. 須崎市グリーン購入基本方針	3
資料3. 須崎市グリーン購入対象物品	5
資料4. 用語集	10

第1章 基本的事項

1. 背景・経緯

我が国では、1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が成立し、その後、2016年（平成28年）のパリ協定の採択を受け、「温対法」に基づく総合計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。

2020年（令和2年）には、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「2050年カーボンニュートラル」、すなわち「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言され、地球温暖化対策計画においても、「2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスを46%削減」が国の削減目標として掲げられています。

本市は、2017年（平成29年）に「エコ（ECO）ビジョンすさき～2030年への道のり～須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の多い施設における空調・照明設備の環境配慮型設備への更新、公用車の燃料の削減等の省エネルギー活動、再生可能エネルギーの普及拡大を目的とした地域 PPS「高知ニューエナジー株式会社」の設立など、事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

また、2023年（令和5年）3月には、市域の温室効果ガス排出量の削減に関して策定した「エコ（ECO）☆ビジョンすさき須崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を改定し、同計画において「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げました。

さらに同年4月には第3回「脱炭素先行地域」に選定され、5月には市長定例会見にて「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

上記を踏まえ、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、実行計画の見直しを行います。

2. 目的

実行計画は、「温対法」第21条に基づく「事務事業編」として、本市の事務及び事業による温室効果ガスの排出抑制について実行すべき措置を策定します。

また、区域施策編と相互に連携し、一体的に地球温暖化対策を推進することにより、多くの市民や事業者が温室効果ガス削減に取り組むことを促進します。



3. 期間

区域施策編との整合を図るため、実行計画の期間は 2017 年度（平成 29 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 14 年間、基準年度は 2013 年度（平成 25 年度）とします。

また、実行計画の実施状況や科学技術の進歩、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画や目標の見直しを行います。

実行計画では正確な排出量を算出するため、各年度の排出係数（以下、「変動排出係数」という。）を採用しますが、本市の取組による削減効果を確認するため、基準年度の排出係数を用いた場合の各年度の排出量も併せて算出します。

	2013 (H25)	...	2017 (H29)	...	2019 (H31)	...	2021 (R3)	...	2027 (R9)	...	2030 (R12)	...	2050 (R32)
	▼		▼		▼		▼		▼		▼		▼
実行計画 (事務事業編)	基準年度									長期目標			
実行計画 (区域施策編)	基準年度										長期目標		

図表 計画期間

4. 対象となる事務及び事業の範囲

実行計画の範囲は本市の事務及び事業を対象とし、指定管理者制度等により、外部委託を実施している場合も対象とします。（資料編 資料 1 参照）

5. 対象となる温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）のみとします。

なお、本市は一般廃棄物のうち、可燃ごみは全て RDF 化^{*}し燃料として活用しているため焼却処理をしておらず、産業廃棄物処理も本市内では実施していないことから、廃棄物由来 CO₂ は排出されていません。

また、RDF 化した一般廃棄物は法律において、温室効果ガス排出源として規定されていないため温室効果ガスの対象とはなりません。

※ 生ゴミやプラスチックゴミなどの廃棄物の固形燃料化を指します。

なお、「温対法」第2条第3項においては、下記の7種類のガスを対象としています。

温室効果ガス		概要
二酸化炭素 (CO2)		化石燃料の燃焼に伴い発生するもの。
メタン (CH4)		水田や廃棄物の埋立て、家畜の腸内発酵等から発生するもの。
一酸化二窒素 (N2O)		化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動等から発生するもの。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	スプレー、冷蔵庫、エアコンの冷媒や半導体洗浄等に使用されるもの。オゾン層を破壊するものではありませんが、強力な温室効果があります。
	パーフルオロカーボン (PFCs)	主に半導体洗浄に使用されるもの。強力な温室効果があります。
	六ふっ化硫黄 (SF6)	主に電気絶縁ガスとして使用されます。強力な温室効果があります。
	三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置 [※] のクリーニングにおいて用いられている。(地方公共団体ではほとんど該当しない)

図表 温対法で定める7つの対象物質

※ CVD 装置とは半導体製造の主要工程に用いられる化学的気相蒸着法を示します。

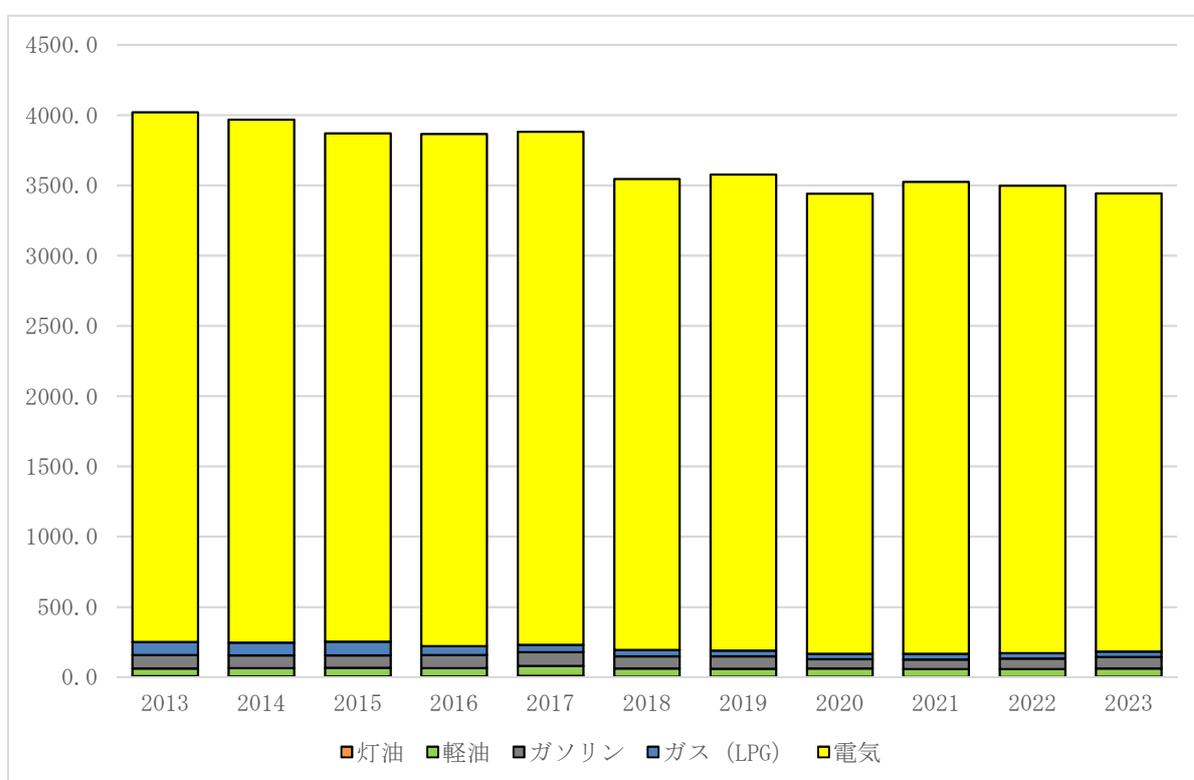


第2章 二酸化炭素排出量と削減目標

1. 二酸化炭素排出量の状況

本市のCO2排出量は下記の図表のとおり推移しています。

本市の事務事業によって排出される温室効果ガスは、エネルギー（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油）を由来とするCO2のみであり、そのうち90%以上が電気に由来しているため、大幅な温室効果ガスの削減には、電気使用量の削減と、再生可能エネルギーによる電力確保が必須となります。



図表 事務事業におけるCO2排出量の推移※

※ 基準年度の排出係数で算出しています。

単位: t-CO2/年

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
電気	3770	3722	3617	3644	3652	3351	3387	3272	3358	3328	3261
ガス (LPG)	91.8	92.1	99.0	63.5	51.5	44.3	41.0	38.2	39.1	37.4	39.1
ガソリン	95.9	90.5	88.4	93.2	97.5	87.9	89.1	67.9	69.4	74.7	80.4
軽油	54.6	58.6	59.8	59.8	72.1	57.8	56.2	58.5	56.2	56.7	60.7
灯油	7.9	6.0	6.69	6.3	9.9	4.1	3.4	3.3	1.8	2.3	2.9
合計	4020	3839	3870	3866	3883	3545	3576	3440	3524	3499	3444

2. 削減目標

(1) 削減目標の基準年度

削減目標の基準年度については、パリ協定の趣旨を踏まえて、国の「地球温暖化対策計画」に即する観点から、2013年度（平成25年度）とします。

(2) 削減目標と削減目標年度の根拠

① 中期目標

2023年度（令和5年度）、「脱炭素先行地域」に選定された本市は、2050年カーボンニュートラルを達成するため、脱炭素先行地域づくり事業による取組を行います。

取組の一つである公共施設への太陽光発電設備の設置は、大きな削減効果を期待できるため、取組の完了予定年度である2027年度（令和9年度）を中期目標年度と定めます。

各所属の温室効果ガス削減の取組による削減量を、変動排出係数を用いた2023年度の温室効果ガス排出量から差し引くと、基準年度の温室効果ガス排出量のおおよそ40%になるため、削減目標については60%削減することを中期目標と定めます。

② 計画目標

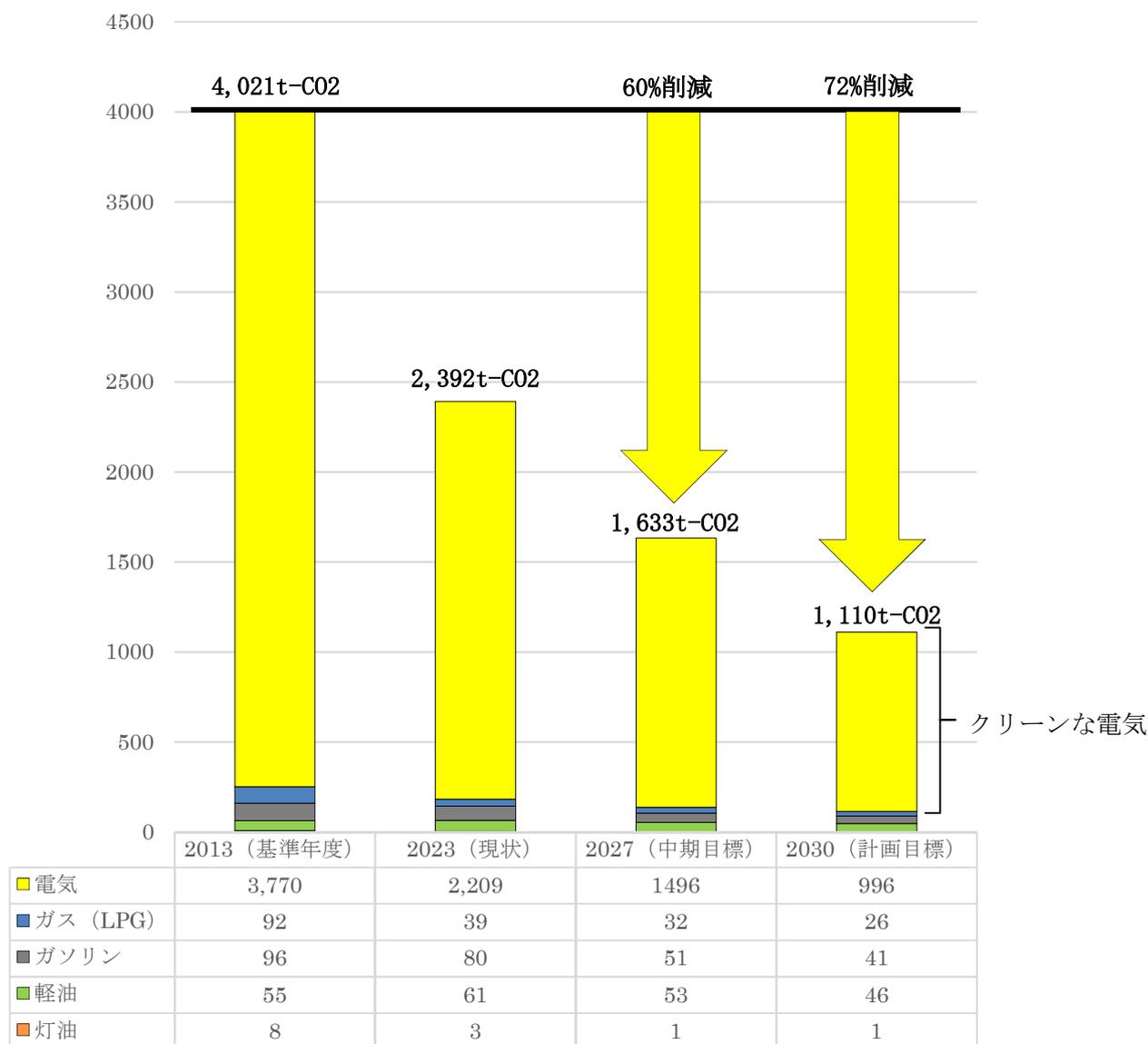
中期目標と同様に各所属の温室効果ガス削減の取組による削減量を、変動排出係数を用いた2023年度の温室効果ガス排出量から差し引くと、基準年度の温室効果ガス排出量のおおよそ28%になるため、削減目標については72%削減することを計画目標と定めます。

また、上述のとおり、本市は「脱炭素先行地域」に選定されているため、区域施策編の削減目標と脱炭素先行地域の要件との整合を図り、2030年度に基準年度の温室効果ガス排出量の72%を削減し、なおかつ電力消費に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを、本計画における計画目標と定めます。

	削減目標年度	削減目標
中期目標	2027年度	<u>温室効果ガス 60%削減</u>
計画目標	2030年度	<u>温室効果ガス 72%削減</u> <u>※電力消費に伴う分は実質ゼロ</u>

図表 温室効果ガス排出量の削減目標

(3) 削減目標



図表 温室効果ガス排出量の削減目標

上記の図表のとおり、中期目標では基準年度の温室効果ガス排出量の 60%、計画目標では 72%を削減します。

また、脱炭素先行地域づくり事業の取組である、公共施設への太陽光発電設備の設置や、バイオマス発電の購入により再生可能エネルギー（温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギー）で賄うことが可能であるため、2030年度の電気使用量については実質ゼロを達成する予定です。

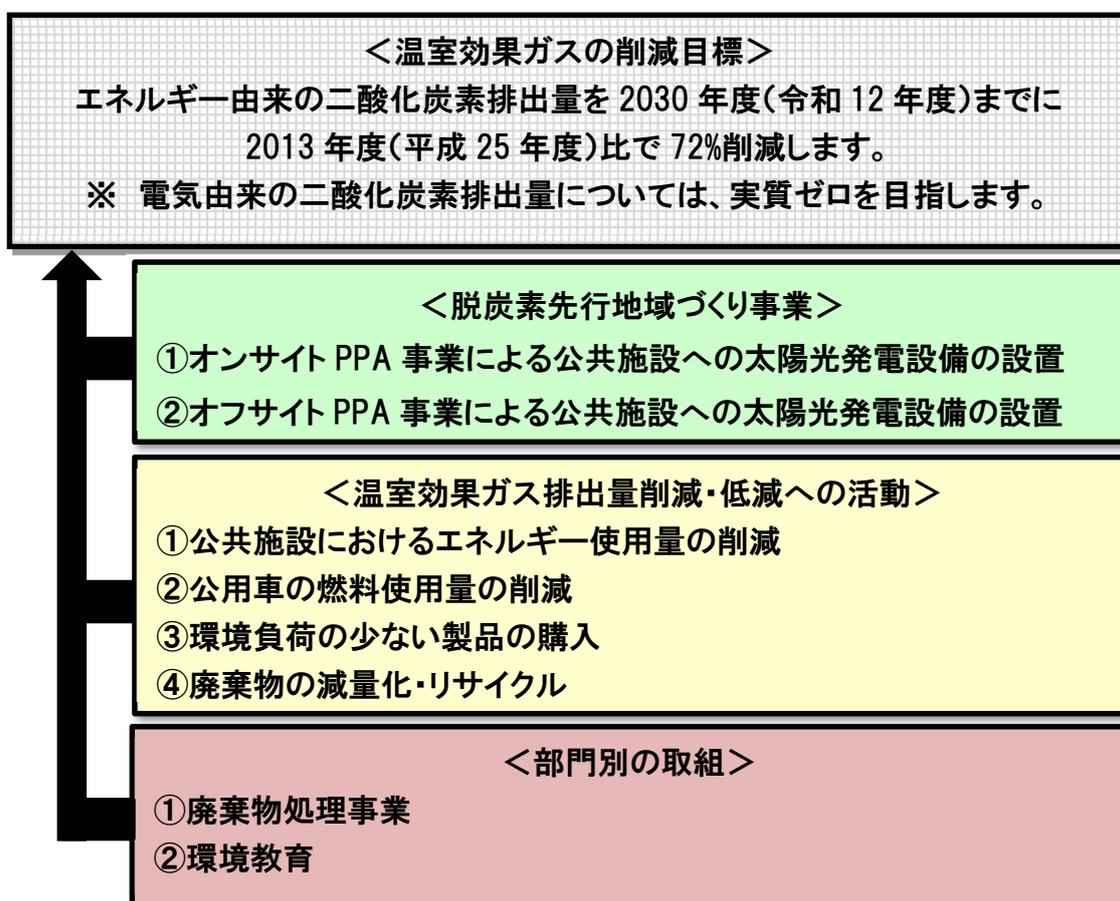
第3章 目標達成に向けた取組

1. 取組の体系

本市が行う取組を「脱炭素先行地域づくり事業」、「温室効果ガス排出量削減・低減への活動」、「部門別の取組」に分類し、取組内容を定めます。

取組の分類	内容
脱炭素先行地域づくり事業	脱炭素先行地域づくり事業による取組
温室効果ガス排出量削減・低減への活動	本市の全職員による全庁的な取組
部門別の取組	上記の2点を除いた、関係課による取組

図表 取組の分類



図表 取組の体系

2. 取組の内容

(1) 脱炭素先行地域づくり事業

① オンサイト PPA 事業による公共施設への太陽光発電設備の設置

オンサイト PPA とは、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備等を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みです。

平時の温室効果ガス排出量が多い施設や、災害時に避難所となる施設の屋根等に設置した太陽光発電設備で発電し、クリーンな電気を供給することにより、温室効果ガス排出量を抑制できます。

また、災害時における停電の際には、日中に発電した電気を蓄電池に貯めることで、夜間照明、情報収集機材の稼働に係る電気を供給できます。

○オンサイト PPA 事業対象施設

市役所本庁舎、スポーツセンター、老人デイサービスセンター清流の家・よこなみ・ぼんだ湯の香荘、浦ノ内市民交流会館、吾桑交流会館、上分交流会館、上下水道課庁舎、多ノ郷公民館、新荘公民館、多ノ郷体育センター、クリーンセンター横浪、須崎市道の駅「かわうその里すさき」、交流ひろばすさき、朝ヶ丘中学校、多ノ郷小学校、上分小中学校、須崎小学校、吾桑小学校、浦ノ内小学校、須崎中学校、人権交流センター、給食センター、図書館等複合施設 他

② オフサイト PPA 事業による公共施設への太陽光発電設備の設置

オフサイト PPA 事業とは、電力を供給しない空き地や建物に導入された太陽光発電設備等で発電された電気を、一般の電力系統を介して需要家へ供給する仕組みです。

本来であれば空き地や倉庫等の屋根置きとなる場合が多いが、本市では空き地となる公共地等が少ないため、広い設置面積のある施設の屋根に設置することで、オンサイト PPA で不足する電力を補うことができます。

○オフサイト PPA 事業対象施設

須崎消防団屯所、消防コミュニティセンター、すさきスケートパーク 他

取組	実施項目	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)
オンサイト	太陽光発電設備 (設計・施工)			→		
	蓄電池 (設計・施工)			12件	9件	
	太陽光発電設備、 蓄電池 (概略設計) ※給食センター				1件	
	太陽光発電設備、 蓄電池 (設計・施工) ※給食センター					1件
オフサイト	太陽光発電設備 (設計・施工)		4件			
	蓄電池 (設計・施工)		4件			

図表 公共施設へのオンサイト・オフサイト PPA スケジュール

(2) 温室効果ガス排出量削減・低減への活動

① 公用車の燃料使用量の削減

公用車の適切な利用により燃料消費量の削減、CO2 排出量の削減につながります。

また、電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車を導入することで化石燃料を使用する自動車が増え、さらなる CO2 削減につながります。

○ 公用車の適切利用

- ・ 発進時は緩やかな加速を心掛けます。(5秒で時速 20 kmが目安)
- ・ 車間距離にゆとりを持ち、急な加速や減速をせず、安全速度で運転します。
- ・ 減速時はエンジnbrakeキを活用し、燃費改善に努めます。
- ・ 車内のエアコンは適正に使用し、特に夏季は窓を開放して車内温度を適切に保ちます。
- ・ 荷物の積み下ろし等による駐停車時はエンジンを停止し、アイドリングストップの実施に努めます。
- ・ 遠隔地への出張等の際は、目的地までのルート、渋滞や交通規制の情報を確認します。
- ・ タイヤの空気圧、エアフィルターの交換等の定期的な点検整備に努めます。
- ・ 不要な荷物を積んだまま走行しないように、車内の整理に努めます。
- ・ 燃料計、走行距離を確認し、運転時の燃費の把握に努めます。

○ 次世代自動車の導入促進

- ・ 公用車の更新を行う際は電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車等の CO2 排出量の少ない次世代自動車の導入に努めます。

②公共施設におけるエネルギー使用量の削減

空調・照明設備、OA 機器は公共施設内の事務・業務において必要不可欠です。

常に使用するものであるからこそ、こまめな節約を心掛けることによって温室効果ガス排出量の削減につながります。

○空調設備の適切利用

- ・冷暖房温度は、冷房時 28℃、暖房時は 20℃を目安に室温管理に努めます。
- ・中間期（春季・秋季）においては自然換気による室温調節に努めます。
- ・クールビズ、ウォームビズを意識的に実施し、服装等の工夫によって空調設備に頼らない、快適な室温、体温の管理に努めます。

○照明設備の適正利用

- ・効率的な事務処理に努め、残業時間を削減し、照明の点灯時間の短縮を図ります。
- ・利用者のいないトイレ、会議室、廊下等の不必要個所を消灯します。

○OA 機器

- ・長時間の離席、出張時等は OA 機器の電源を切ります。
- ・パソコン、コピー機は省電力（節電）モードを活用します。
- ・退庁時には、身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。

③環境負荷の少ない製品の購入

グリーン購入等、環境に配慮した製品を購入することで市として率先して環境負荷の低減に努める必要があります。

グリーン購入等で環境配慮型の製品を購入することは直接的に本市の CO2 の削減につながりませんが、製造時等に CO2 排出量の少ない製品の購入に努めることで地球全体での CO2 削減に貢献します。

○グリーン購入の推進

- ・須崎市グリーン購入基本方針に則り、物品の購入が必要となる際には、この方針に基づき環境負荷の小さい製品の購入に努めます。
- ・物品の調達には以下に掲げる事項を配慮し、実施します。

購入の必要性を検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、物品等の合理的な使用等に努めること。

価格や品質に加え、環境保全の観点を考慮すること。

資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。

出典) 須崎市グリーン購入基本方針

○その他

- ・電気製品等の新規購入またはレンタルをする時は、省エネルギータイプのものを選択するよう努めます。
- ・事務用品は、詰め替えまたはリサイクル可能な商品の購入に努めます。

④廃棄物の減量化・リサイクル

ごみの減量化、リサイクルや用紙類の消費量の削減により廃棄物焼却量の減量化、さらに森林資源の保護、製造に伴うエネルギー使用量の削減等に寄与します。

なお、本市の事務事業では可燃ごみの RDF 化により、廃棄物由来の CO2 は発生していません。しかし、環境への影響を考慮すると、廃棄物の減量化・リサイクルは重要です。

○ごみの減量及びリサイクルの推進

- ・物品の再利用または修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルの推進を図ります。
- ・使い捨て容器の購入を極力控えます。
- ・不要な用紙はシュレッダーで裁断し、住友大阪セメント高知工場の燃料とします。

○用紙類の減量の推進

- ・庁内 LAN や電子メールを積極的に活用し、ペーパーレス化を図ります。
- ・両面印刷や両面コピー、縮小コピー、使用済み用紙の裏面利用等、用紙の使用量の削減に努めます。
- ・印刷、コピー部数を把握し、必要最小限の印刷、コピーに努めます。

(3) 部門別の取組

①廃棄物処理事業

「須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で定められた取組を基本としつつ、以下の取組を通じて環境に配慮した廃棄物処理事業を推進し、クリーンセンター横浪の設備稼働率の低減を図ります。

○広報・啓発活動

○事業系ごみの排出抑制及び分別の徹底

○拠点回収の普及促進

○集団回収活動の支援

○生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の普及促進

○リサイクル協力店認定制度等の導入

○施設の効率的運営と延命化を図るため、計画的に設備機器の更新を推進

②環境教育

環境問題は全世代が協力して取り組む問題です。市民、行政共に次世代を育成し、早期の段階から当事者意識を醸成することで、長期的な地球温暖化対策につながります。

- ・学校教育で環境教育や防災教育を推進し、これからの社会において時代を担う人材育成を推進します。

- ・環境保全、地球温暖化対策に関する研修等を行い、職員の意識向上を推進します。

3. ロードマップ

削減目標達成に向け、中期目標（2027年度（令和9年度））、計画目標（2030年度（令和12年度））ごとの削減目標をロードマップに記載します

(3) 部門別の取組

取組	対象施設等	取組内容	進捗管理指標	担当課	単位	スケジュール										温室効果ガス削減量合計 (t-CO2/年)
						中期目標 2023年度～2027年度 (令和5年度～令和9年度)					計画目標 2028年度～2030年度 (令和10～令和12年度)					
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
3 部門別の取組	クリーンセンター横浪	①廃棄物処理事業		環境未来課		 <p>環境に配慮した廃棄物処理事業の実施と、ごみ減量化の普及啓発等を推進する</p>										
	小中学校・保育園	②環境教育		学校教育課 子ども・子育て支援課 環境未来課		 <p>環境教育を推進し、これからの社会において時代を担う人材育成を推進する 環境保全、地球温暖化対策に関する研修等を行い、職員の意識向上を推進する</p>										
合計																1,282t-CO2/年

図表 ロードマップ (2/2)

第4章 推進体制

1. カーボン・マネジメント体制

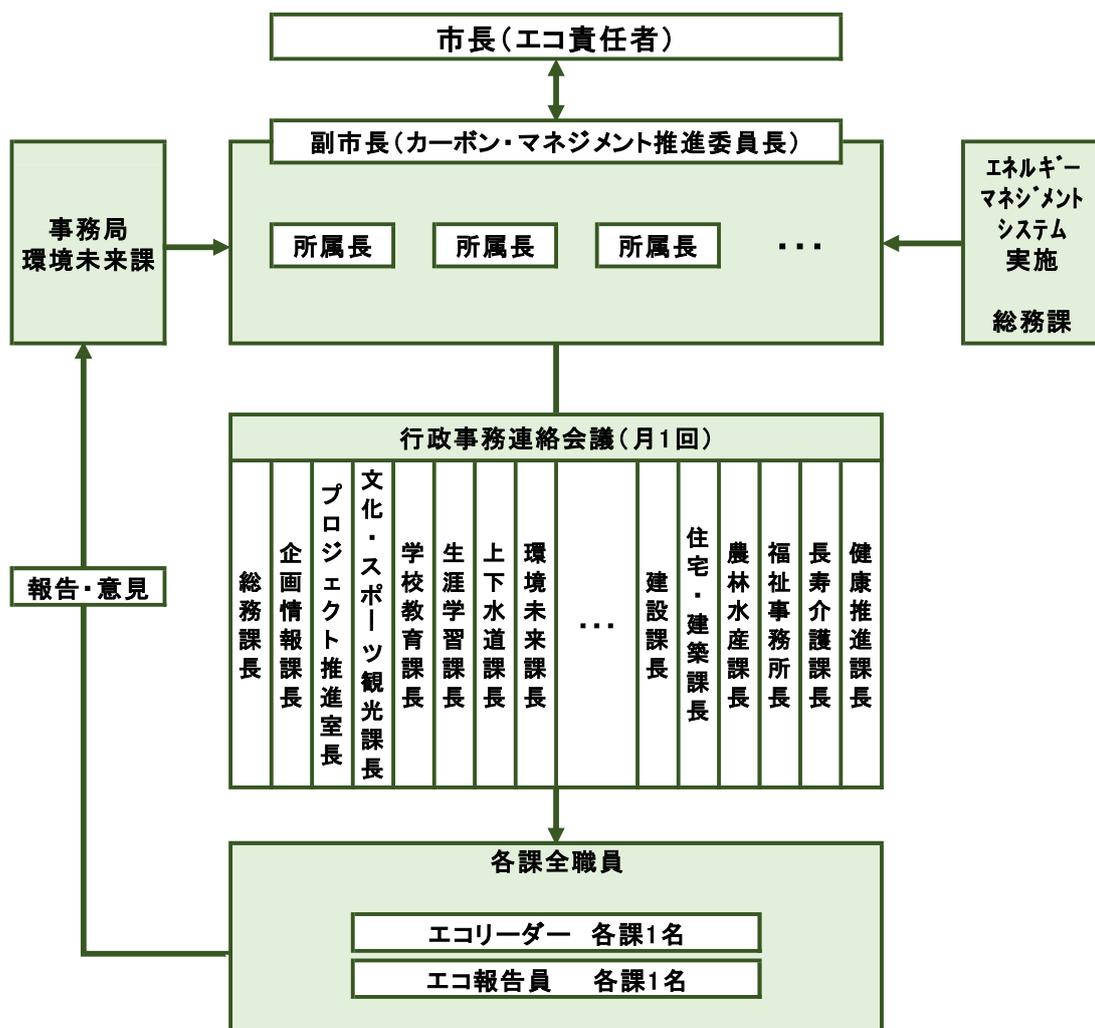
(1) 推進・点検・評価体制

本計画は環境未来課を事務局として進捗管理を行います。

また、市長をトップ、副市長をカーボン・マネジメント推進委員長、関係する所属長を委員とするカーボン・マネジメント推進委員会を設置します。

実行計画の実施状況の点検、評価、見直し等を行い、その結果を行政事務連絡会議で報告します。

各課等での取組の推進については、各課等にエコリーダーとエコ報告員をそれぞれ1名ずつ任命します。エコリーダーは各課等の取組を積極的に推進し、エコ報告員は各課等のエネルギー消費量等の統計データを事務局に月に1回、報告します。



図表 カーボン・マネジメント体制

(2) 継続的進行管理

全職員は所属長のもと、取組項目に従って計画を推進します。

①各課等での推進

エネルギー消費量の状況や取組達成状況を的確に把握することは、継続的に管理を推進するために最も重要な事項です。所属長及びエコリーダーは、所属における計画の推進に努め、その実施状況を点検します。

②進捗管理

カーボン・マネジメント推進委員会は、半年に1度開催し、事務局（環境未来課）を通じ、各課等に対して定期的に調査・報告を求め、各課等の取組状況やエネルギー等の消費量などを取りまとめ、計画の進捗管理を行い、行政事務連絡会議へ報告します。

また、カーボン・マネジメント推進委員会は、各課等のエコ報告員から報告された取組結果を集計します。併せて、事務事業における温室効果ガス排出量や目標の達成状況等の結果を市長へ報告し、ホームページ等で一般に公表します。

2. 職員に対する研修等

本市全職員が高い意識を持ち、率先して温暖化に関する取組を行うために職員に対して研修等を行います。

(1) 職員研修の開催

全職員を対象にした地球温暖化に関する職員研修を実施し、職員の意識を高めます。

(2) 庁内 LAN を活用した情報提供

庁内 LAN を活用し、地球温暖化対策に関する行動や本計画の進捗状況等を配信し、周知徹底を図ることを検討します。

第5章 実行計画の点検と評価

1. 点検・評価

事務局は、各所属に対して定期的に調査・報告を求め、各所属の取組状況やエネルギー等の消費量などを取りまとめます。

事務局は各所属のエネルギー消費量等（電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油等）を集計し、事務事業における温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等の結果を公表します。

また、グリーン購入の取組状況についても集計し、温室効果ガス排出量と同様に進捗状況等の結果を公表します。

2. 進捗状況の公表

事務事業における当該年度の温室効果ガス総排出量、本計画で定めた温室効果ガスの総排出量の目標、その他温室効果ガスの総排出量に関する詳細な内訳について市民・事業者に向けてわかりやすい情報を公開します。

(1) 広報すさきへの掲載

カーボン・マネジメント推進委員会で報告された取組の進捗、温室効果ガス排出量を広報すさきへ掲載します。

(2) 本市ホームページでの公開

温室効果ガス排出量の集計結果が整理でき次第、ホームページに掲載します。



資料編

資料1. 事務事業の対象となる主な施設

資料2. 須崎市グリーン購入基本方針

資料3. 須崎市グリーン購入対象物品

資料4. 用語集



資料1. 事務事業の対象となる主な施設

所管課等	施設名
総務課	市役所本庁舎
	総合保健福祉センター
元気創造課	須崎市立妙見山交流会館
	集落活動センターあわ
	すさき街角ギャラリー
人権交流センター	人権交流センター
防災課	吾桑消防屯所
	多ノ郷消防屯所
	浦ノ内消防屯所
	上分消防屯所
	須崎消防団屯所
	灰方消防コミュニティセンター
	中ノ浦消防コミュニティセンター
	桑田山消防コミュニティセンター
	笹野消防コミュニティセンター
	安和消防コミュニティセンター
南消防コミュニティセンター	
環境未来課	クリーンセンター横浪
上下水道課	上下水道課庁舎
	上水道施設
	下水道施設
	漁業集落排水処理施設
文化スポーツ・観光課	スポーツセンター(全施設)
	須崎市野外体験施設
	須崎市立市民体育館※ ¹
	須崎市立市民体育館多ノ郷体育センター
	須崎市立市民文化会館
健康推進課	浦ノ内診療所
子ども・子育て支援課	吾桑保育園
	安和保育園

所管課等	施設名
学校教育課	須崎小学校
	多ノ郷小学校
	新莊小学校※ ²
	安和小学校※ ²
	南小中学校※ ²
	吾桑小学校
	上分小中学校※ ²
	浦ノ内小学校
	須崎中学校
	朝ヶ丘中学校
	浦ノ内中学校※ ²
	須崎市給食センター※ ³
	生涯学習課
交流ひろばすさき分室	
吾桑公民館	
浦ノ内市民交流会館	
多ノ郷公民館	
南公民館	
上分公民館	
新莊公民館	
多ノ郷アッセンブリーハウス	
安和市民交流会館	
図書館	
福祉事務所	須崎市障害者地域活動支援センター
プロジェクト推進室	海のまちづくり推進施設（須崎大漁堂、須崎のサカナ本舗）
農林水産課	農業用排水施設（ポンプ場）
	農道施設（トンネル照明）

図表 事務事業の対象となる主な施設

なお、公用車、スクールバス、市営バス、巡航船等の所管課で管理する設備・機器も対象範囲とします。

※1：取り壊すまでは計画の対象範囲内とします。

※2：令和8年度より上分中学校、南中学校及び浦ノ内中学校は朝ヶ丘中学校に、中学校統合の後3年後を目途に新莊小学校、安和小学校は上分小学校に、南小学校は多ノ郷小学校に統合が予定されています。

※3：運用開始後、対象範囲とします。（令和8年度、運用開始予定）

資料2. 須崎市グリーン購入基本方針

須崎市グリーン購入基本方針

1 目的

須崎市は、市の事業活動によって発生する環境負荷を低減し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境物品等の購入（以下「グリーン購入」という。）に係る方針をここに定める。また、この方針は、市自らが率先してグリーン購入を推進することにより、市民、事業者等へもグリーン購入の取組を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することを目的とする。

2 摘要範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての機関とする。ただし、指定管理者に対しては、取組への協力を要請するものとする。

3 基本原則

本市の各機関は、物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 物品等を購入する際は、購入の必要性を検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、物品等の合理的な使用等に努めること。
- (2) 価格や品質に加え、環境保全の観点を考慮すること。
- (3) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。

4 グリーン購入の対象物品

グリーン購入の対象物品は、資料3に定めるとおりとする。

5 判断の基準

グリーン購入の対象物品の判断の基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された判断の基準を満たすもの。
- (2) エコマーク等の第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベルが付されているもの。

6 物品の調達

- (1) 各課等は、グリーン購入対象物品を調達（購入の他リース等による調達を含む。以下「調達」という。）しようとするときは、5の判断の基準に適合した物品を調達するものとする。ただし、品質価格等の観点から、判断の基準に適合する物品の調達が困難な場合は、非適合品の調達ができるものとする。
- (2) 各課等は、対象物品以外の物品を調達する際にも、できる限り3の基本原則に基づいた調達に努めるものとする。

7 調達目標

グリーン購入対象物品の調達目標は資料3に定めるとおりとする。

8 推進体制

グリーン購入の推進体制は、「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に定める推進体制で行うものとする。

9 実績の取りまとめ及び公表

- (1) 各課等は定期的に、資料3に定める集計対象物品に係るグリーン購入の調達実績を事務局に報告するものとする。
- (2) 事務局は、各課等から報告された集計対象物品の調達実績を取りまとめ、「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づきその達成状況をホームページ等により公表するものとする。

資料3. 須崎市グリーン購入 対象物品

集計対象物品				
分野	対象物品	単位	調達目標	
1	紙類 (7)	1 コピー用紙	枚	100%
		2 フォーム用紙	枚	
		3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚	
		4 塗工されていない印刷用紙	枚	
		5 塗工されている印刷用紙	枚	
		6 トイレ用ペーパー	巻	
		7 ティッシュペーパー	個	
2	文具類 (85)	8 シャープペンシル	本	100%
		9 シャープペンシル替芯	ケース	
		10 ボールペン	本	
		11 マーキングペン	本	
		12 鉛筆	本	
		13 スタンプ台	個	
		14 朱肉	個	
		15 印章セット	個	
		16 印箱	個	
		17 公印	個	
		18 ゴム印	個	
		19 回転ゴム印	個	
		20 定規	個	
		21 トレー	個	
		22 消しゴム	個	
		23 ステーパー (汎用型)	個	
		24 ステーパー (汎用型以外)	個	
		25 ステーパー針リムーバー	個	
		26 連射式クリップ (本体)	個	
		27 事務用修正具 (テープ)	個	
		28 事務用修正具 (液状)	個	
		29 クラフトテープ	巻	
		30 布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む)	巻	
		31 両面粘着紙テープ	巻	
		32 製本テープ	巻	
		33 ブックスタンド	個	
		34 ペンスタンド	個	
		35 クリップケース	個	
		36 はさみ	個	
		37 マグネット (玉)	個	
		38 マグネット (バー)	個	
		39 テープカッター	個	
		40 パンチ (手動)	台	
		41 モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	個	
		42 紙めくりクリーム	個	
		43 鉛筆削 (手動)	個	
		44 O A クリーナー (ウエットタイプ)	個	
		45 O A クリーナー (液タイプ)	個	
		46 ダストブロー	個	
		47 レターケース	個	
		48 メディアケース (FD・CD・MO用)	個	
		49 マウスパッド	個	
		50 O A フィルター (枠あり)	個	
		51 丸刃式紙裁断機	個	
		52 カッターナイフ	個	
		53 カuttingマット	枚	
		54 デスクマット	枚	
		55 O H P フィルム	枚	
		56 絵筆	本	
		57 絵の具	セット	
		58 墨汁	個	
		59 のり (液状) (補充用を含む)	本	
		60 のり (澱粉のり) (補充用を含む)	本	

2	文具類（８５）	61	のり（固形）（補充用を含む）	本	100%
		62	のり（テープ）	本	
		63	ファイル	冊	
		64	バインダー	冊	
		65	ファイリング用品（背見出し、仕切紙、ポケット）	枚	
		66	アルバム（台紙を含む）	冊	
		67	つづりひも	束	
		68	カードケース	枚	
		69	事務用封筒（紙製）	枚	
		70	窓付き封筒（紙製）	枚	
		71	けい紙	枚	
		72	起案用紙	枚	
		73	ノート	冊	
		74	パンチラベル	袋	
		75	タックラベル	袋	
		76	インデックス	袋	
		77	付箋紙	ケース	
		78	付箋フィルム	袋	
		79	黒板拭き	個	
		80	ホワイトボード用イレーザー	個	
		81	額縁	個	
		82	テープ印字機等用カセット	個	
		83	テープ印字機等用テープ	個	
		84	ごみ箱	個	
		85	リサイクルボックス	個	
		86	缶・ボトルつぶし機（手動）	台	
		87	名札（机上用）	個	
		88	名札（衣服取付型・首下げ型）	個	
89	鍵かけ（フックを含む）	個			
90	チョーク	個			
91	グラウンド用白線	個			
92	梱包用バンド	個			
3	オフィス家具等（１２）	93	いす	脚	100%
		94	机	台	
		95	棚	個	
		96	収納用什器（棚以外）	個	
		97	ローパーティション	個	
		98	コートハンガー	個	
		99	傘立て	個	
		100	掲示板	枚	
		101	黒板	枚	
		102	ホワイトボード	枚	
		103	個室ブース	式	
		104	ディスプレイスタンド	式	
4	画像機器等（１０）	105	コピー機	台	100%
		106	複合機	台	
		107	拡張性のあるデジタルコピー機	台	
		108	プリンタ	台	
		109	プリンタ複合機	台	
		110	ファクシミリ	台	
		111	スキャナ	台	
		112	プロジェクタ	台	
		113	トナーカートリッジ	個	
		114	インクカートリッジ	個	
5	電子計算機等（４）	115	電子計算機	台	100%
		116	磁気ディスク装置	台	
		117	ディスプレイ	台	
		118	記録用メディア	枚	
6	オフィス機器等（５）	119	シュレッダー	台	100%
		120	デジタル印刷機	台	
		121	掛時計	個	
		122	電子式卓上計算機	個	
		123	一次電池又は小型充電式電池	個	

7	移動電話等（3）	124	携帯電話	個	100%
		125	PHS	個	
		126	スマートフォン	個	
8	家電製品（6）	127	電気冷蔵庫	台	100%
		128	電気冷凍庫	台	
		129	電気冷凍冷蔵庫	台	
		130	テレビジョン受信機	台	
		131	電気便座	台	
		132	電子レンジ	台	
9	エアコンディショナー等（3）	133	エアコンディショナー（家庭用・業務用）	台	100%
		134	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台	
		135	ストーブ	台	
10	温水器等（4）	136	ヒートポンプ式電気給湯器	器	100%
		137	ガス温水機器	器	
		138	石油温水機器	器	
		139	ガス調理機器	器	
11	照明（3）	140	LED照明器具	台	100%
		141	LEDを光源とした内照式表示灯	台	
		142	電球形LEDランプ	個	
12	消火器（1）	143	消火器	本	100%
13	制服・作業服等（4）	144	制服	着	100%
		145	作業服	着	
		146	帽子	個	
		147	靴	組	
14	インテリア・寝装寝具（11）	148	カーテン	枚	100%
		149	布製ブラインド	枚	
		150	金属製ブラインド	枚	
		151	タフテッドカーペット	件	
		152	タイルカーペット	件	
		153	織じゅうたん	件	
		154	ニードルパンチカーペット	件	
		155	毛布	枚	
		156	ふとん	枚	
		157	ベッドフレーム	台	
		158	マットレス	枚	
15	作業手袋（1）	159	作業用手袋	双	100%
16	その他繊維製品（7）	160	集会用テント	枚	100%
		161	ブルーシート	枚	
		162	防球ネット	枚	
		163	旗	枚	
		164	のぼり	枚	
		165	幕	枚	
		166	モップ	枚	
17	災害備蓄用品（15） （*は他の分野と同品目）	167	災害備蓄用飲料水	個	100%
		168	アルファ化米	個	
		169	保存パン	個	
		170	乾パン	個	
		171	レトルト食品等	個	
		172	栄養調整食品	個	
		173	フリーズドライ食品	個	
		174	非常用携帯燃料	個	
		175	携帯発電機	個	
		176	非常用携帯電源	個	
		*	毛布	枚	
		*	作業手袋	双	
		*	テント	枚	
		*	ブルーシート	枚	
*	一次電池	個			

調達努力物品					
18	自動車等（7）	177	乗用車	台	判断基準に適合する ように努める (環境省、環境物 品等の調達の推進に 関する基本方針を参 照)
		178	小型バス	台	
		179	小型貨物車	台	
		180	バス等	台	
		181	トラック等	台	
		182	乗用車用タイヤ	本	
		183	2サイクルエンジン油	リットル	
19	設備（11）	184	太陽光発電システム（公共用・産業用）	台	
		185	太陽熱利用システム（公共用・産業用）	台	
		186	燃料電池	台	
		187	エネルギー管理システム	台	
		188	生ゴミ処理機	台	
		189	節水機具	個	
		190	給水栓	台	
		191	日射調整フィルム	件	
		192	低反射フィルム	件	
		193	テレワーク用ライセンス	台	
194	WEB会議システム	台			
20	公共工事（71）	195	建設汚泥から再生した処理土	-	
		196	土工用水砕スラグ	-	
		197	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	-	
		198	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	-	
		199	地盤改良用製鋼スラグ	-	
		200	高炉スラグ骨材	-	
		201	フェロニッケルスラグ骨材	-	
		202	銅スラグ骨材	-	
		203	電気炉酸化スラグ骨材	-	
		204	再生加熱アスファルト混合物	-	
		205	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	-	
		206	中温化アスファルト混合物	-	
		207	鉄鋼スラグ混入路盤材	-	
		208	再生骨材等	-	
		209	間伐材	-	
		210	高炉セメント	-	
		211	フライアッシュセメント	-	
		212	エコセメント	-	
		213	透水性コンクリート	-	
		214	鉄鋼スラグブロック	-	
		215	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	-	
		216	下塗用塗料（重防食）	-	
		217	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	-	
		218	高日射反射率塗料	-	
		219	高日射反射率防水	-	
		220	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	-	
		221	再生材料を用いた舗装用ブロック類 （プレキャスト無筋コンクリート製品）	-	
		222	パークたい肥	-	
		223	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト）	-	
		224	LED道路照明	-	
225	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	-			
226	セラミックタイル	-			
227	断熱サッシ・ドア	-			
228	製材	-			
229	集成材	-			
230	合板	-			
231	直交集成版	-			
232	単板積層材	-			
233	フローリング	-			
234	パーティクルボード	-			
235	繊維板	-			
236	木質系セメント板	-			
237	木材	-			

20	公共工事（71）	238	プラスチック再生複合材製品	-	判断基準に適合する ように努める (環境省、環境物 品等の調達 の推進に 関する基本方針を参 照)
		239	ビニル系床材	-	
		240	断熱材	-	
		241	照明制御システム	-	
		242	変圧器	-	
		243	吸収冷温水機	-	
		244	氷蓄熱式空調機器	-	
		245	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	-	
		246	送風機	-	
		247	ポンプ	-	
		248	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	-	
		249	自動水栓	-	
		250	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	-	
		251	大便器	-	
		252	再生材料を使用した型枠	-	
		253	合板型枠	-	
		254	排出ガス対策型建設機械	-	
		255	低騒音型建設機械	-	
		256	低品質土有効利用工法	-	
		257	建設汚泥再生処理工法	-	
		258	コンクリート塊再生処理工法	-	
		259	路上表層再生工法	-	
		260	路上再生路盤工法	-	
		261	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	-	
		262	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	-	
		263	排水性舗装	-	
264	透水性舗装	-			
265	屋上緑化	-			
21	役務（20）	266	省エネルギー診断	件	
		267	印刷	件	
		268	食堂	件	
		269	自動車専用タイヤ更生	件	
		270	自動車整備	件	
		271	庁舎管理	件	
		272	植栽管理	件	
		273	加煙試験	件	
		274	清掃	件	
		275	機密文書処理	件	
		276	害虫防除	件	
		277	輸配送	件	
		278	旅客輸送（自動車）	件	
		279	蛍光灯機能提供業務	件	
		280	庁舎等において営業を行う小売業務	件	
		281	クリーニング	件	
		282	飲料自動販売機設置	件	
		283	引越輸送	件	
		284	会議運営	件	
285	印刷機能等提供業務	件			
22	ごみ袋等（1）	286	プラスチック製ごみ袋	枚	

資料4. 用語集

【あ行】

アイドリングストップ

不必要な燃料の消費を抑え、CO₂の排出を抑制することをねらいとして、自動車の停車時にエンジンを切ること。

エネルギーマネジメントシステム

ICT（情報通信技術）を用いて家庭やビル、事務所、工場などのエネルギー利用を管理、最適化するコンピュータシステムのこと。

エコドライブ

アイドリングストップや、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検など、環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。京都議定書では、温暖化防止のため、CO₂、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆、NF₃が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

カーボン・ニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。

クリーンディーゼル車

粒子状物質や窒素酸化物の排出量の少ないディーゼルエンジンとして開発された「クリーンディーゼル」を搭載した自動車。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常はエネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることで、首長の会見や各自治体のホームページなどで「2050年までにゼロカーボンを目指す」と表明した自治体のこと。

【た行】

代替フロン等

オゾン層破壊力の大きい特定フロン(CFC類)に替わり生産されているフロン類。代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。

太陽光発電設備

太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する発電機器。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つ。

脱炭素社会

地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。

脱炭素先行地域

2030年度までに、先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現することを目的とし、全国に脱炭素の地域社会の実現を広めていくためのモデルとして位置付けられた地域を指す。

地域PPS

既存の大手電力会社以外の事業者が電力の供給を行う電気事業のことをPPS（Power Producer and Supplier：新電力・特定規模電気事業者）と呼ぶ。2016年の電気事業法改正後は小売電気事業者と呼ばれている。地域PPSは特に地域内の事業者、行政、市民等を中心とした出資で新規にPPSを立ち上げ、地域内の需要家に供給する事業のこと。

地球温暖化対策計画

パリ協定や日本の約束草案を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を推進するための計画である。2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けている。2016年5月13日に閣議決定された。その後「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減等の実現に向け計画を改定し、2021年10月22日閣議決定されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

電気自動車

ガソリンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない自動車。自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する。

【な行】

燃料電池自動車

発電装置として燃料電池を搭載した電気自動車。天然ガス、メタノール、ガソリンまたは水素そのものを燃料とし、水素と酸素との化学反応により発電する。水素を使う場合は、水のみを排出する。

【は行】

排出係数

CO₂、メタン、一酸化二窒素等の各種の温室効果ガスごとに定められる、温室効果の程度を示す値のこと。

パリ協定

COP21で2015年12月12日に採択、2016年11月4日に発効された気候変動抑制に関する多国間の国際的協定のこと。「地球の気温上昇を産業革命前から2度未満に抑える」ことを目標として掲げている。

ハイブリッド自動車

2つ以上の動力源を合わせ、走行状況に応じて動力源を同時または個々に作動させ走行する自動車のこと。一般に、内燃機関(エンジン)とモーターを動力源とした自動車を指すことが多い。

プラグインハイブリッド車

家庭用電源から差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカー。非プラグインハイブリッドカーに比べ電池を多く搭載しているため電気のみでより長距離を走行でき、ガソリンエンジン車の長距離航続性能を残しながら電気自動車により近いタイプのハイブリッドカーである。

【アルファベット】

CVD装置

(Chemical Vapor Deposition/化学気相成長)

半導体の表面に膜を形成する装置で、クリーニングガスとして排出係数の大きいPFC(パーフルオロカーボン)などが使用されている。

RDF(Refuse Derived Fuel/廃棄物固形燃料)

可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料で、家庭などから排出される厨芥類(台所等で発生する生ごみなど)を含むため、乾燥により水分を取り除く必要がある。RDFは専用の装置で燃焼され、乾燥や暖房、発電などの熱源として利用される。



**エコ(ECO)ビジョンすさき
～2030年への道のり～
須崎市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】
令和7年2月 改定版**

令和7年2月発行

発行：須崎市
企画編集：須崎市環境未来課

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号
TEL 0889-42-5891
FAX 0889-42-5391
E-mail kankyo1@city.susaki.lg.jp

